

10.9 植 物

10.9 植物

造成等の工事並びに、造成地の存在に伴い植物や植生への影響が考えられるため、保全すべき種及びその生育環境、並びに植生及び保全すべき群落について予測及び評価を行った。

10.9.1 調査

(1) 調査内容

① 植物相の状況

調査項目は、シダ植物以上の高等植物を対象に植物の生育種、植物相の特徴とした。

② 植生の状況

調査項目は、群落の特徴と分布の状況とした。

③ 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

調査項目は、環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種、関連法令に定められる希少野生動植物種、天然記念物等を抽出した保全すべき種及び群落の分布、状況等とした。

④ その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な植物相及び植生の状況とした。

(2) 調査方法

① 既存資料調査

植物相の状況、植生の状況、その他の予測・評価に必要な事項について、表10.9-1に示す既存資料を収集・整理した。

表 10.9-1 既存資料一覧

No.	文献名	植物相	植生
1	「1998 年版 埼玉県植物誌」(平成 10 年 3 月、埼玉県教育委員会)	●	—
2	「第 6 回自然環境保全基礎調査」 (平成 11～16 年度、環境省) 「第 7 回自然環境保全基礎調査」 (平成 17～24 年度、環境省)	—	●

②現地調査

ア. 植物相の状況

調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物を記録する方法とした。なお、現地で確認できない場合は、標本として持ち帰り室内で同定を行った。

イ. 植生の状況

現地踏査と航空写真判読による植生分布の確認を行い、主要な植物群落に調査地点を設定し、ブラウン-ブランケの全推定法による群落調査(コドラート調査)を行った。

ウ. 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

保全すべき種の生育状況及び保全すべき群落の成立状況として、分布、個体数及び生育環境の特徴等を調査した。

(3) 調査地域・地点

①既存資料調査

既存資料調査の調査地域は、計画区域及び周辺地域2km程度の範囲を基本とした。

②現地調査

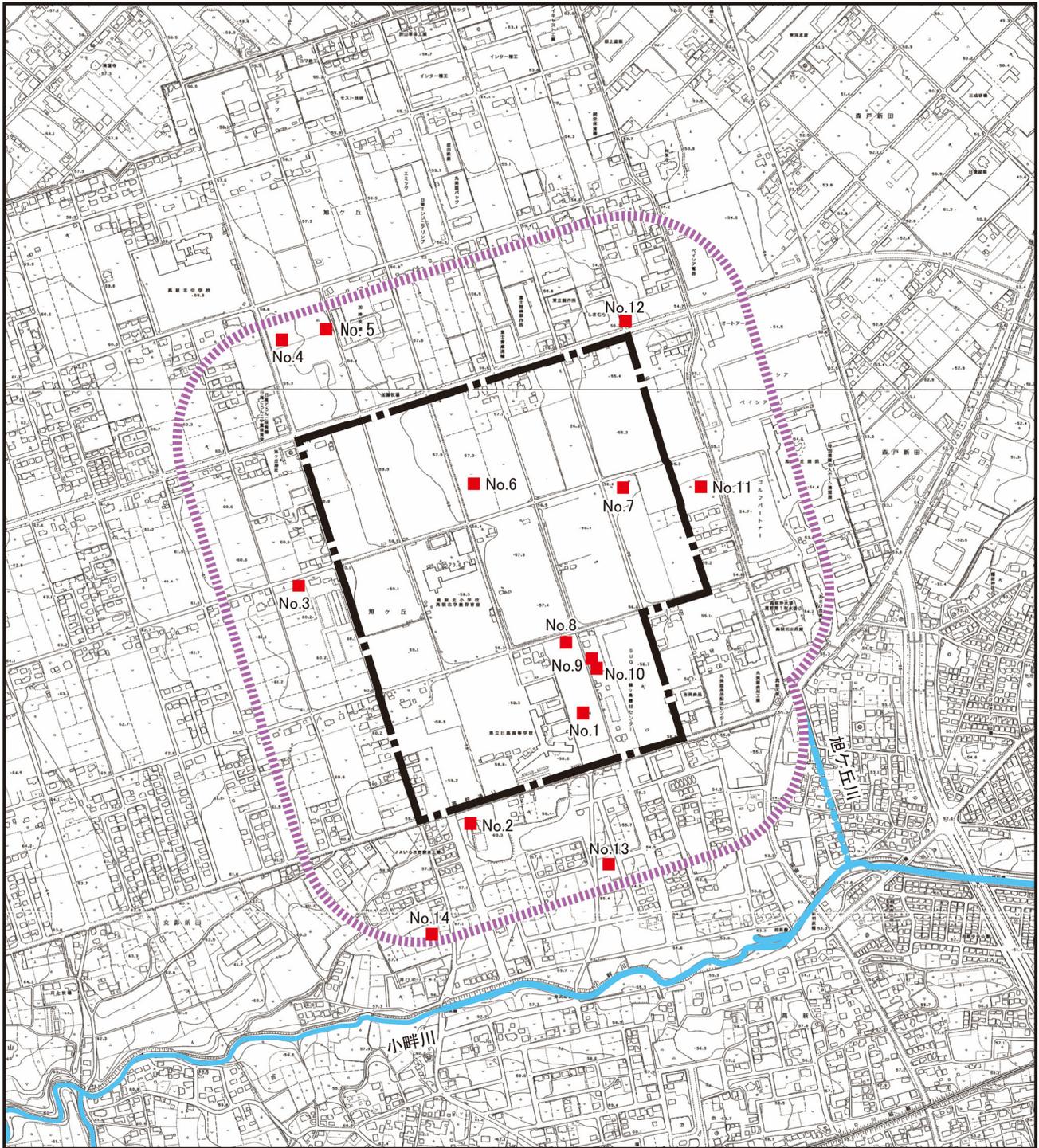
現地調査の調査地域は、「10.8 動物」の調査地域と同様に、図10.9-1に示す計画区域及び周辺200mの範囲を基本とした。

植生調査は、調査地域で確認された各植物群落の代表的な地点として表10.9-2に示す14地点において群落調査(コドラート調査)を実施した。

表 10.9-2 群落調査地点

No.	群落名等
1	芝地・グラウンド等(シバ草地)
2	空地雑草群落(シロバナセンダングサ群落)
3	スギ・ヒノキ植林
4	モウソウチク林
5	空地雑草群落(クズ・カナムグラ群落)
6	空地雑草群落(カゼクサ群落)
7	シラカン群落
8	空地雑草群落(カラムシ群落)
9	空地雑草群落(チガヤ群落)
10	ヌルデ群落
11	ハリエンジュ群落
12	放棄畑雑草群落
13	空地雑草群落(コセンダングサ群落)
14	放棄水田雑草群落

注) 表中のNo.は図 10.9-1 の番号と対応している。



凡例

- 計画区域
- 調査地域
(計画区域境界から約200m)
- 河川
- 群落調査地点

注) 図中の番号は表10.9-2のNo.と対応している。

図10.9-1 植物調査地域・地点位置図

0 100 200 400m



(4) 調査期間・頻度

① 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とした。

② 現地調査

現地調査の調査時期及び調査期間は、表10.9-3に示すとおりである。

表 10.9-3 調査期間（現地調査）

調査項目	調査時期	調査期間
植物相	秋季	平成 30 年 11 月 19 日(月)～11 月 20 日(火)
	春季	令和元年 5 月 9 日(木)～ 5 月 10 日(金)
	夏季	令和元年 7 月 22 日(月)～ 7 月 23 日(火)
植生	秋季	平成 30 年 11 月 19 日(月)～11 月 20 日(火)

(5) 調査結果

① 既存資料調査

ア. 植物相の状況

生育情報が得られた植物の確認種数は、表 10.9-4 に示すとおりである。

既存資料調査の結果、調査地域では日高市で 692 種、鶴ヶ島市で 398 種、川越市で 638 種、3 市で計 144 科 954 種の生育情報が得られた。

表 10.9-4 確認種数（既存資料調査）

分類			科数	種数	市町名		
					日高市	鶴ヶ島市	川越市
シダ植物			21	68	62	21	24
種 子 植 物	裸子植物		4	5	4	1	4
	被 子 植 物	双子葉 植物	70	394	301	173	255
		離弁花類 合弁花類	30	232	166	111	157
	単子葉植物		19	255	159	92	198
合計			144	954	692	398	638

イ. 植生の状況

日高市は秩父山地の東に位置し、山地から東側に連なる山麓地、丘陵地、台地により形成されている。樹林地は、スギ、ヒノキ、サワラなどの針葉樹林で構成されており、計画区域が該当する台地においてはクヌギ、コナラなどの雑木林が所々みられる。

計画区域は、主に放棄畑雑草群落、市街地、畑雑草群落で構成されている。比較的まとまった樹林としては計画区域東側にクヌギ-コナラ群落がみられるが、それ以外にまとまった樹林はみられない。

なお、計画区域周辺の植生図は、「第 3 章 地域の概況 図 3.2-9」に示したとおりである。

②現地調査

ア. 植物相の状況

確認された植物の概要は、表 10.9-5,6 に示すとおりであり、90 科 399 種の植物が確認された。

表 10.9-5 確認種数（現地調査）

分類群			調査時期			調査地域		合計	
			秋季	春季	夏季	計画区域	周辺地域		
シダ植物門			4 科 5 種	3 科 4 種	3 科 4 種	4 科 5 種	2 科 2 種	4 科 5 種	
種子植物門	裸子植物亜門		3 科 3 種	3 科 3 種	4 科 4 種	3 科 3 種	4 科 4 種	4 科 4 種	
	被子植物門	双子葉植物綱	離弁花亜綱	44 科 129 種	47 科 138 種	48 科 153 種	45 科 136 種	51 科 172 種	52 科 191 種
			合弁花亜綱	17 科 75 種	17 科 75 種	18 科 79 種	16 科 76 種	19 科 96 種	
		単子葉植物綱	8 科 56 種	10 科 52 種	11 科 55 種	10 科 71 種	11 科 77 種	11 科 93 種	
	計			76 科 268 種	80 科 272 種	84 科 295 種	78 科 291 種	87 科 351 種	90 科 399 種

表 10.9-6 季節ごとの確認種数と主な確認種

調査時期	確認種数	主な確認種
秋季	76 科 268 種	イヌナズナ、ゲンゲ、タチオオバコ、カントウタンポポ、スズメノテッポウ、ミゾイチゴツナギ、マスクサ、アオスゲ等
春季	80 科 272 種	ハエドクソウ、クソニンジン、ヤブカンゾウ、ナツズイセン、ウシノシッペイ等
夏季	84 科 295 種	イヌコウジュ、ジュズダマ、ヒメアシボソ、ヌカキビ、オオクサキビ、コツブキンエノコロ、ネズミノオ等
合計	90 科 399 種	

計画区域の位置する日高市は、埼玉県西部の山地帯と東部の低地帯の境界にあたる台地・丘陵帯に属し、計画区域の属する旭ヶ丘地区には平坦で起伏のない地形が広がっている。計画区域の現況は、主にグラウンドや学校、宅地等の人工改変地であり、小規模な屋敷林や空地雑草群落等は見られるが、まとまった樹林や草地、水辺等は分布していない。また、周辺地域も戸建住宅、事業場、畑地等がモザイク状に混在する環境で、植生は小規模な畑地や雑草群落、果樹園等で構成されている。

このような地域特性を反映して、調査地域の植物相は、主に関東地方平野部の都市近郊にみられる植物種で構成されていた。計画区域内の確認種を環境別にみると、草地には、カントウタンポポやツルマメ、イヌムギ、エノコログサ等の在来種の他、シロツメクサ、コセンダングサ、オオブタクサ、ヒメムカシヨモギ等の外来種や逸出種も多く見られた。樹林地では、イチョウ、スギ、ヒノキ、クリ、クヌギ、シラカシ、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、イヌシデ、コナラ等の木本類が見られ、林床にはシロダモ、ナンテン、ヒサカキ、シュロなどの低木の他、アマチャヅル、エビヅル、ヤブラン、ジャノヒゲ、ナガバジャノヒゲ等の草本類が生育していた。

また、周辺地域では、計画区域内で確認された種の他に、調査地域で唯一の湿地環境である放棄水田雑草群落において、ミゾソバ、イヌビエ、チョウジタデ、セリ、ムシクサ、アシボソ等の湿生草本が生育していた。

イ. 植生の状況

現地調査の結果、調査地域では表 10.9-7 に示す 16 の植生区分が確認された。

各群落等の概要は表 10.9-8 に、植生図は図 10.9-2 に示すとおりである。

計画区域の土地利用は主にグラウンドや住宅地等であり、総じて自然度の低い植生であった。計画区域では 10 の植生区分が確認されたが、最も多い芝地・グラウンド等（植生区分 14）が約 47%、住宅地等（同 15 及び 16）が約 33%であり、これらで計画区域の約 80%を占めていた。次いで空地雑草群落（同 10）が約 13%、畑地（同 11 及び 12）が約 5%を占め、苗圃や植栽樹群からなる樹林地（同 1～8）は約 3%と小規模であった。

周辺地域の土地利用は主に住宅地や耕作地であり、計画区域と同様に自然度の低い植生であった。計画区域の北側から南東側には住宅地等が多く分布し、北西側から南側には畑地が広がっていた。また、調査地域の南端付近には唯一の湿地環境である放棄水田雑草群落がみられた。

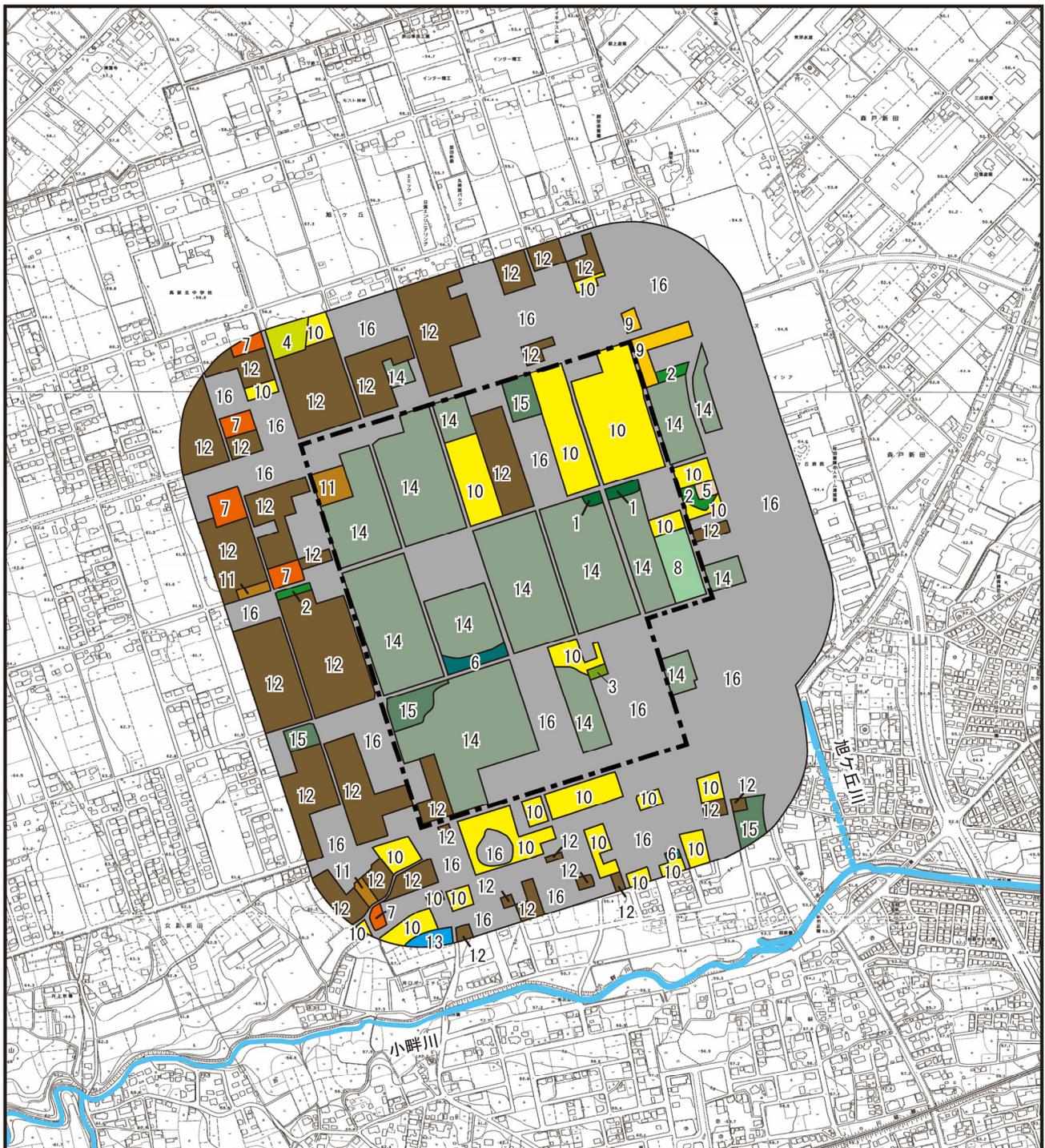
表 10.9-7 確認された植物群落等

環境類型	植生区分		植生面 (ha)			植生割合 (%)		
			計画区域	調査地域	計	計画区域	調査地域	計
樹林地	1	シラカシ群落	0.16	0.00	0.16	0.46	0.00	0.17
	2	スギ・ヒノキ植林	0.00	0.29	0.29	0.00	0.49	0.31
	3	ヌルデ群落	0.05	0.00	0.05	0.15	0.00	0.06
	4	モウソウチク林	0.00	0.32	0.32	0.00	0.54	0.34
	5	ハリエンジュ群落	0.00	0.09	0.09	0.00	0.14	0.09
	6	植栽樹群	0.22	0.03	0.25	0.62	0.05	0.26
	7	果樹園	0.00	0.85	0.85	0.00	1.41	0.89
	8	苗圃	0.61	0.00	0.61	1.74	0.00	0.64
草地・畑地	9	放棄畑雑草群落	0.00	0.45	0.45	0.00	0.75	0.47
	10	空地雑草群落	4.50	3.73	8.23	12.81	6.21	8.65
	11	茶畑	0.31	0.18	0.49	0.88	0.31	0.52
	12	畑	1.28	15.16	16.45	3.65	25.26	17.28
放棄水田	13	放棄水田雑草群落	0.00	0.17	0.17	0.00	0.28	0.18
宅地等	14	芝地・グラウンド等	16.58	1.86	18.44	47.17	3.09	19.37
	15	緑の多い住宅地	0.75	0.50	1.24	2.13	0.83	1.31
	16	住宅地・学校・工場・道路等	10.68	36.40	47.08	30.39	60.64	49.47
計			35.15	60.02	95.17	100.00	100.00	100.00

注) 小数点以下の端数処理の関係で合計値が異なる。

表 10.9-8 確認された植物群落等の概要

環境類型	No.	群落名等	概要
樹林地	1	シラカシ群落	常緑広葉樹の小規模な二次林で、計画区域内局所的にみられた。高木層にシラカシやムクノキが優占し、亜高木層にヒノキやシラカシ等、低木層にシラカシやシロダモ等、草本層にはキヅタやシラカシが生育していた。
	2	スギ・ヒノキ植林	常緑針葉樹の小規模な植林で、周辺地域に点在していた。高木層にスギやヒノキが優占し、亜高木層や低木層にシロダモ等、草本層にはテイカカズラやムクノキ、アカメガシワ等が生育していた。
	3	ヌルデ群落	伐採跡等に先駆的侵入・成立する落葉広葉樹の二次林で、計画区域内の空地で局所的にみられた。高木層にヌルデが優占しており、低木層にアズマネザサが密生し、草本層にはヤブガラシ等が生育していた。
	4	モウソウチク林	モウソウチクの植林で、周辺地域の北西部で局所的にみられた。高木層にモウソウチクが優占し、亜高木層・低木層をおおよそ欠いて、草本層にはノビル等が生育していた。
	5	ハリエンジュ群落	外来種の落葉広葉樹からなる小規模な二次林で、周辺地域の東部で局所的にみられた。高木層にハリエンジュが優占し、亜高木層にキヅタやヒノキ、低木層にムクノキ、ミツバアケビ等、草本層にはキヅタやジャノヒゲがやや密生して生育していた。
	6	植栽樹群	各種の樹木が植栽された樹木群で、計画区域内で高萩北小学校の校庭沿いに見られたほか、周辺地域の南東部で局所的にみられた。
	7	果樹園	周辺地域の北西部から南部に点在していた。
	8	苗圃	植木や庭木の圃場。計画区域内の東部で局所的にみられた。
草地・畑地	9	放棄畑雑草群落	調査地域の北東部で局所的にみられた。草本層にハキダメギク、メヒシバ、ホトケノザ、シロザ等の窒素成分を好む植物が生育していた。
	10	空地雑草群落	低茎草本群落で、計画区域から周辺地域にかけて広くみられた。草本層にコセンダングサ、チガヤ、アメリカフウロ、ススキ、カラムシ、ヒメジョオン、シロバナセンダングサ等が生育していた。
	11	茶畑	計画区域内の西部で局所的にみられた。
	12	畑	調査地域の北部から南西部にかけて広くみられた。
放棄水田	13	放棄水田雑草群落	調査地域の南部で局所的にみられた。草本層にオランダミミナグサ、チョウジタデ等が生育していた。
宅地等	14	芝地・グラウンド等	野球場などのグラウンドや芝地であり、計画区域内に広くみられた。草本層には芝やシロツメクサなどグラウンドカバーに利用される植物が優占していた。
	15	緑の多い住宅地	計画区域から周辺地域にかけて点在していた。
	16	住宅地・学校・工場・道路等	住宅地、道路、造成地等であり、計画区域から周辺地域にかけて広くみられた。



凡例

- 計画区域
- 河川

植生区分

- | | | |
|------------|-----------|------------------|
| 1 シラカン群落 | 7 果樹園 | 13 放棄水田雑草群落 |
| 2 スギ・ヒノキ植林 | 8 苗圃 | 14 芝地・グラウンド等 |
| 3 ヌルデ群落 | 9 放棄畑雑草群落 | 15 緑の多い住宅地 |
| 4 モウソウチク林 | 10 空地雑草群落 | 16 住宅地・学校・工場・道路等 |
| 5 ハリエンジュ群落 | 11 茶畑 | |
| 6 植栽樹群 | 12 畑 | |

図10.9-2 植生図

0 100 200 400m



③保全すべき種及び植物群落の状況

ア. 保全すべき種及び植物群落の選定基準

保全すべき種及び植物群落の選定基準は、表 10.9-9,10 に示すとおりである。

表 10.9-9 保全すべき種の選定基準

No.	法令及び文献等	区分
①	・「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号) ・「埼玉県文化財保護条例」(昭和 30 年、埼玉県条例第 46 号) ・「日高市文化財保護条例」(昭和 52 年、日高市条例第 15 号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年、法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
④	「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」 (平成 24 年、埼玉県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT(1,2)：準絶滅危惧 DD：情報不足
⑤	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」(平成 12 年、埼玉県条例第 11 号)	指定：県内希少野生動植物種

表 10.9-10 保全すべき群落の選定基準

No.	法令及び文献等	区分
①	・「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号) ・「埼玉県文化財保護条例」(昭和 30 年、埼玉県条例第 46 号) ・「日高市文化財保護条例」(昭和 52 年、日高市条例第 15 号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年、法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「植物群落レッドデータ・ブック」(平成 8 年、日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
④	「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」 (平成 24 年、埼玉県)	選定：選定群落

イ. 保全すべき種の確認状況

保全すべき種の確認状況は表 10.9-11,12 に、写真は写真 10.9-1 に、確認位置は図 10.9-3 に示すとおりである。

現地調査で確認された植物のうち表 10.9-9 の選定基準に該当する保全すべき種は 1 科 1 種であった。なお、保全すべき群落として抽出された群落はなかった。

表 10.9-11 保全すべき種の一覧

分類群	科名	種名	保全すべき種の選定基準				
			①	②	③	④	⑤
合弁花亜綱	ゴマノハグサ	カワヂシャ			NT	VU	
—	1 科	1 種	0	0	1	1	0

注) 保全すべき種の選定基準は表 10.9-9 に示したとおりである。

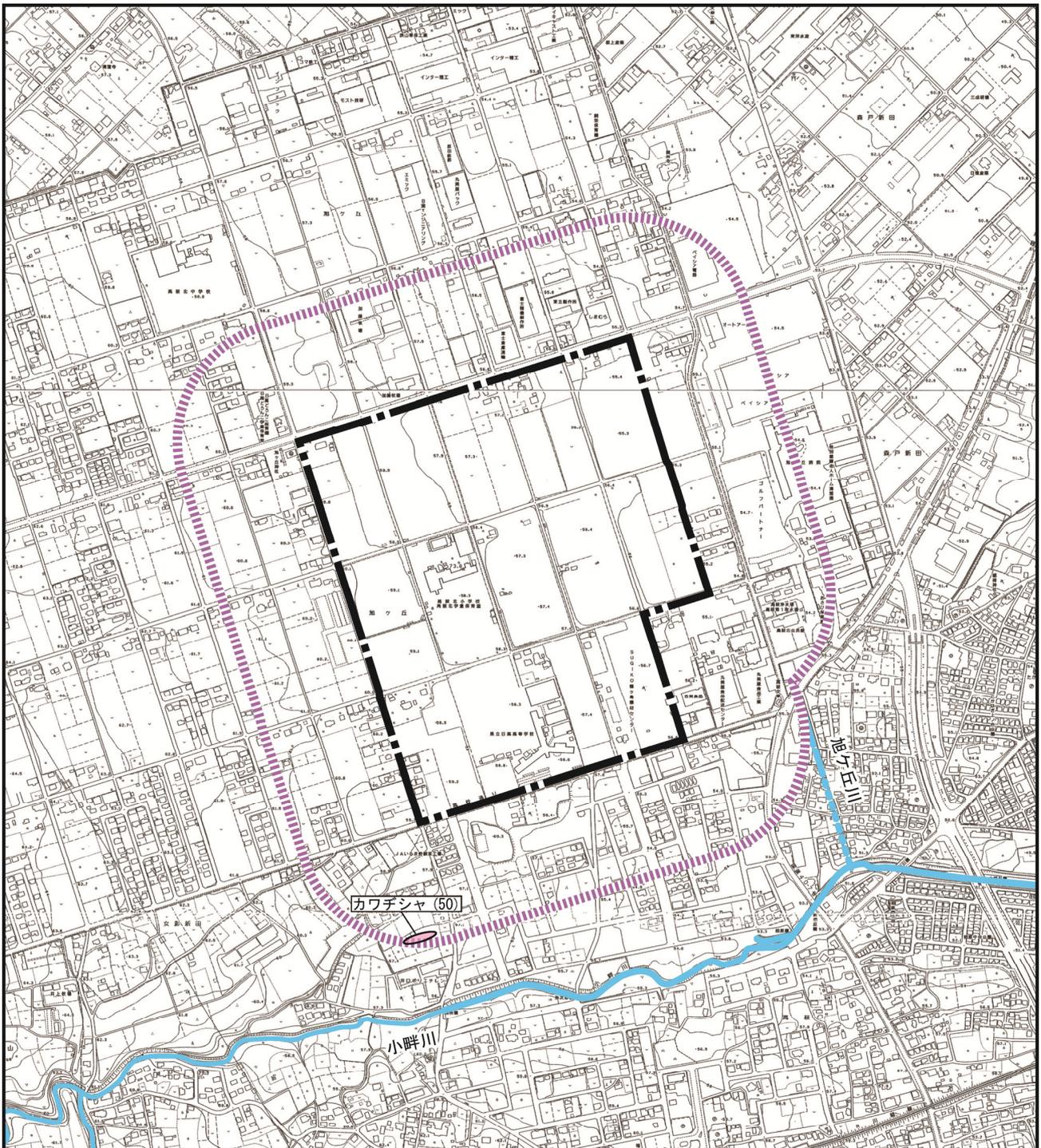


写真 10.9-1 カワヂシャ

表 10.9-12 保全すべき種の生育状況等

No.	種名	一般生態	確認状況	
			計画区域	周辺地域
1	カワヂシャ	<p>県内分布状況は低地帯～丘陵帯にかけて湿った場所に分布する。生育状況としては田の畔や川岸、側溝のふちなど湿ったところに生育する。</p> <p>水田の改良工事や河川改修の影響が減少の原因と考えられる。また、最近同じ環境にオオカワヂシャが進入し、帰化競合による減少も危惧される。</p> <p>旧版植物誌では埼玉県内の全郡市で確認記録がある。2005 年調査でも 68 件の報告があるが、今回の調査では 18 件と減少している。確認された個体数は 10,000 株以上とやや多い。</p>	—	春季に計画区域外南西側の放棄水田脇の水路において 50 株が確認された。

注) 一般生態の出典は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年、埼玉県)



凡例

- 計画区域
- 調査地域
(計画区域境界から約200m)
- 河川
- 確認位置

※：ラベルは「種名(確認個体数)」を示す。

図10.9-3 植物の保全すべき種確認位置図



10.9.2 予測

(1) 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生育地の改変の程度、その他の生育環境への影響の程度、植生の改変の内容及び程度とした。

(2) 予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と各項目の調査結果との重ね合わせにより、定性的に予測した。

(3) 予測地域・地点

予測地域は調査地域と同様とし、予測地点は保全すべき種が確認された地点とした。

(4) 予測時期等

予測対象時期は、工事中及び供用時とした。

(5) 予測条件

事業計画等は、「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要」参照。

(6) 予測結果

① 保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度

保全すべき種に対する影響の予測結果は、表10.9-13に示すとおりである。

保全すべき種の生育地は放棄水田にある土側溝で、計画区域とは離れているため、事業の実施に伴う直接的な改変は受けない。また、降雨に伴う濁水の発生などの間接的な影響も想定されないため、事業の実施に伴う本種への影響はほとんどないものと予測される。

表 10.9-13 保全すべき種に対する事業の影響の予測結果

種名	現地調査による確認状況			予測結果
	箇所数 (株数)		確認状況	
	計画区域	周辺地域		
カワヂシャ	0	1 (50)	計画区域周辺の耕作地沿いの水路 1 地点で 50 株が確認された。	本種が確認された地点は計画区域外の放棄水田にある土側溝で、計画区域から離れているため、事業の実施に伴う直接的・間接的な影響は想定されない。 このため、事業の実施に伴う本種への影響はほとんどないと予測される。

② 植生の改変の内容及び程度

計画区域の土地利用は主にグラウンドや住宅地等であり、植生も人為的な改変を強く受けた芝地・グラウンド等（約47%）と住宅地等（約33%）で計画区域の約80%を占めていた。残り約20%の土地には、空地雑草群落（約13%）、畑地（約5%）及び苗圃や植栽樹群等の小規模樹林地（約3%）が成立しているが、いずれも人為的な影響を受けた二次植生である。造成等の土地改変に伴い、これらの植生の大部分は消失するものと予測されるが、草地群落や畑地及び屋敷林等の小規模樹林地等は周辺地域にも広く分布していることから、地域の植生に与える影響は小さいものとする。

また、供用時においては、代償措置として新たな公園や緑道、緩衝緑地等を整備するとともに、植栽木の選定に際しては、在来植物を中心に選定することで、地域固有の植生に配慮する計画である。これらにより、計画区域内の植生の回復を図ることで、植生への影響は可能な限り抑えられるものと予測する。

10.9.3 評価

(1) 工事に伴う影響

① 評価方法

ア. 回避・低減の観点

工事に伴う植物への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているかどうかを明らかにした。

イ. 基準・目標等との整合の観点

「埼玉県環境基本計画（第5次）」（令和4年4月、埼玉県）等により定められた植物の保全に係る目標等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

保全すべき種の生育地は計画区域とは離れており、工事に伴う直接的・間接的な影響は想定されないため、移植等の回避・低減は必要ないものとする。

したがって、工事中における植物へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

イ. 基準・目標等との整合の観点

本事業の工事中においては、保全すべき種及びその生育環境に対する直接的・間接的な影響はないと予測される。このことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。

(2) 供用時の影響

① 評価方法

ア. 回避・低減の観点

供用時における植物への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているかどうかを明らかにした。

イ. 基準・目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等は、表 10.9-14 に示すとおりであり、基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.9-14 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県 5 か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和 4 年度～令和 8 年度）」（令和 4 年 3 月、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全と創出 ・生物多様性の保全
「第 4 次埼玉県国土利用計画」（平成 22 年 12 月、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用
「埼玉県環境基本計画（第 5 次）」（令和 4 年 4 月、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全と創出 ・生物多様性と生態系の保全
「第 3 次埼玉県広域緑地計画」（令和 4 年 3 月、埼玉県）	<p>【緑の将来像の実現に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の環境、社会、経済面の価値向上と可視化 ・市町村や多様な主体との連携、協働 ・身近な緑の活用 <p>【緑のネットワークの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のネットワークの形成方針 <ol style="list-style-type: none"> ①「緑の核（コア）」をいかす ②「緑の拠点（エリア）」をつくる ③「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ
「埼玉県生物多様性保全戦略」（平成 30 年 3 月、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> I. 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる II. 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する III. 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる
「第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針」（平成 29 年 4 月、埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな田園環境などとの調和を図った産業地を創出
「第 6 次日高市総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）」（令和 3 年 3 月、日高市）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と調和したまちをつくる
「日高市都市計画マスタープラン（改訂版）」（平成 28 年 6 月、日高市）	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用の方針 ・閑静な住宅街など良好な住居環境の確保（住居系） ・必要な基盤を確保しつつ、周辺環境に配慮した工業系土地利用の確保（工業系）
「第 2 次日高市環境基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）」（令和 3 年 3 月、日高市）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり <ol style="list-style-type: none"> ①みどりの保全と創出 ②水辺環境の保全 ③生物多様性の保全

②評価結果

ア.回避・低減の観点

植物に関する環境保全措置（供用時）は、表 10.9-15 に示すとおりである。

草地や樹林地等の現況植生を、事業者が実行可能な範囲で残存させることができるかの検討を行った。

コセンダングサ、チガヤ、クズ、カナムグラなどの草地については、面整備事業という事業特性上、回避及び低減措置の実行は困難であった。しかし、同様の環境は計画区域の周辺にも広く分布しており、広域的には十分に残存するものと考えられる。また、小学校などの非改変区域においては、植栽樹群などが残存緑地として保全される計画である。さらに、代償措置として新たな公園や緑道、緩衝緑地等を整備するとともに、植栽木の選定に際しては、在来植物を中心に選定することで、地域固有の生態系に配慮する計画である。

これらの環境保全措置を講ずることにより、供用後の植物種への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で低減又は代償措置が図られているものと評価する。

表 10.9-15 環境保全措置（供用時）

影響要因	影響	検討の観点	環境保全措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	生育環境の消失	緑地の創出	公園、緑道及び緩衝帯等の植栽木については、計画区域及びその周辺の現況植生も考慮しながら、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載された在来植物を中心に選定し、生息環境を創出する。	代償	事業者・進出企業
			「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保する。		
			計画区域の南西側に公園及び緑道を造成することで、新たな生育環境を創出する。		

イ.基準・目標等との整合の観点

本事業の供用時においては、表 10.9-15 に示した環境保全措置を講ずることにより、保全すべき種やその生育環境、地域植生に配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。

